

土地改良施設管理基準
- 排水機場編 - の改定について

平成 1 9 年 9 月

目次

土地改良施設管理基準 - 排水機場編 - の改定について

- . 背景及び改定の必要性 . . . P.1

- . 土地改良施設管理基準 - 排水機場編 - の主要検討項目（案）について
- 1 . 洪水時等の運転管理や管理体制について . . . P.2
- 2 . 施設の保全管理について . . . P.2
- 3 . 環境との調和への配慮について . . . P.2
- 4 . 「基準書」と「技術書」に再編について . . . P.2

- . 土地改良施設管理基準 - 排水機場編 - の検討の進め方 . . . P.3

土地改良施設管理基準 - 排水機場編 - の改定について

・背景及び改定の必要性

土地改良施設管理基準は、国営土地改良事業によって造成された施設の管理全般について、遵守すべき一般的な事項を定めるものであり、排水機場編については平成 8 年に制定され、現在に至っている。

制定後、以下のような社会的情勢等の変化や排水機場管理に関する技術的進展等が見られることから、これらを排水機場管理基準に的確に反映させる必要がある。

- (1) 近年の大雨、短時間強雨の増加傾向や農村の都市化・混住化の進展等による流出形態の変化等に対応するため、より適切な排水管理が求められること

- (2) 農業水利ストックが増大するとともに、施設の老朽化が進展するなか、限られた予算で効率的に施設の機能を維持するため、より効率的な施設機能の維持、保全が必要となっていること

- (3) 環境に対する国民的関心の高まりや土地改良法の改正(平成 13 年)及び関連基準である計画基準「排水」、設計基準「ポンプ場」における規定等を踏まえて、排水機場の管理段階においても環境との調和に配慮する必要があること

土地改良施設管理基準 - 排水機場編 - の主要改定項目（案）

1. 洪水時の運転管理や管理体制の記述を充実

近年の大雨、短時間強雨の増加傾向及び都市化、混住化による流出形態の変化から、気象情報に基づく出水状況の予測や過去の経験を踏まえた平常時運転から洪水時運転への適切な移行、大雨等に伴う排水機場内への浸水防止対策等を適切に行うための体制の整備等について記述を充実する。

2. 施設の保安全管理について記述を充実

排水機場は、必要な時に確実な排水運転ができるよう故障等を未然に防止するため、使用時間を根拠とした保全方式を基本としているが、各機場の実態に即し、施設の長寿命化や保全コストの低減を図るため、設備の診断を行って設備の状態に基づいて保安全管理する方式等について記述を充実する。

3. 環境との調和への配慮の追加

土地改良法の改正(H13)や関連する計画設計基準の環境との調和への配慮の規定を踏まえ、排水機場の管理における基本事項に規定するとともに、都市化・混住化に伴う騒音振動対策や機場建屋及び施設周辺の景観との調和など造成事業の計画設計施工時における配慮事項のモニタリングの実施や整備補修の工事施工時における環境配慮について技術書に記述する。

4. 「基準書」と「技術書」に再編整備

現行基準の事務次官通知（基準本文）及び構造改善局長通知（解説）において、基本的、規範的事項と事例などの参考となる事項が混在している。管理基準において、基本的、規範的事項と管理に求められる柔軟性、選択性などを両立して確保するため、現行基準を、基本的、規範的事項を記載した「基準書」と各施設の現場条件などによって選択性のある事項や一般的な技術解説などを記載する「技術書」に再編する。

土地改良施設管理基準 - 排水機場編 - の検討の進め方

土地改良施設管理基準 - 排水機場編 - の改定については、昨年度3月の技術小委員会において事前説明を行っており、農業農村整備部会の開催にあわせて食料・農業・農村政策審議会に諮問した。

これを受けて、今年度の技術小委員会で調査審議を行っていただき、その結果を基に農業農村振興整備部会で審議の上、平成19年度末に食料・農業・農村政策審議会より答申をいただくことを予定している。

その後、技術書等も含めて作成を進め、平成20年度中に改定基準の施行を行うこととしたい。

なお、検討の過程において、農林水産省のホームページ等で「意見・情報の募集」を行うことを予定している。